



# 光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会 ヒアリング資料

---

KDDI株式会社 技術統括本部 アクセス技術本部

2024/02/16

# 1.当社の取り組み(共同収容の現状)

- 共同収容は、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン(平成13年4月1日)」に基づき、線路敷設を希望する事業者の皆様に対して利用申込の受付を行っている。

## 管路等への共同収容について

### 1. 共同収容の考え方

当社は、平成10年12月25日に公表された政府の「線路敷設権」関係省庁会議における「検討結果」に基づき、当社の管路、とう道、および電柱（以下「管路等」という）（※）への電気通信事業者あるいはケーブルテレビ事業者の線路敷設に係わる申込手続き及び契約条件等について公表しております。

平成13年4月1日に施行された政府の「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に基づき、内容の一部を充実させてまいりましたが、その後の同ガイドラインの改正を受け、今後、以下により行うこととします。

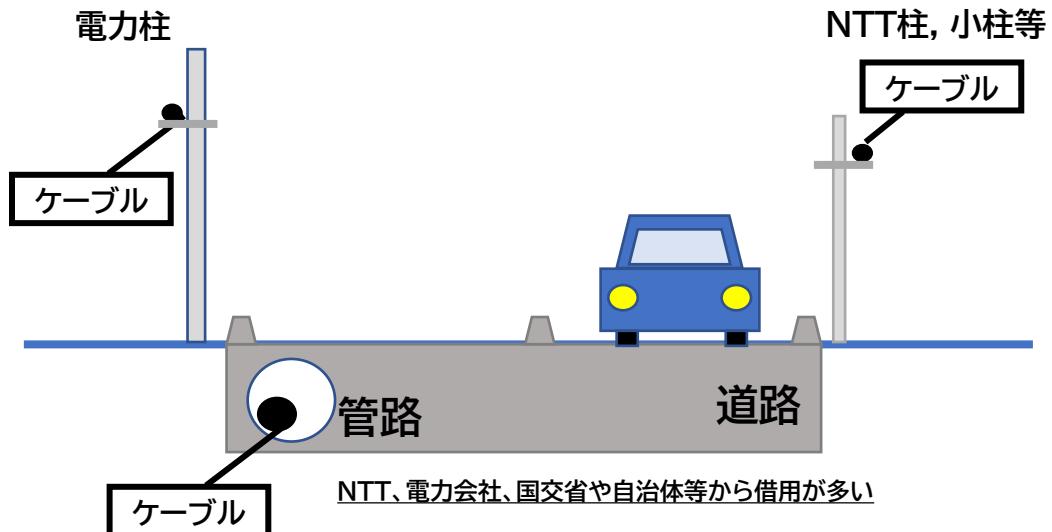
なお、この手続きおよび条件等は、同ガイドラインの原則に則り、当社の管路等への線路敷設を希望する全ての事業者様に公平かつ公正に適用するとともに、特定の事業者を優遇する等の差別的な取り扱いを行わないこととし、また、お申込みが定型・反復的なものと当社が認める場合には、必要に応じ効率化に努めるものといたします。

※ 法令等により当事者が限定されているものを除く

構成員限り

## 2. 当社の設備状況

- 当社の光ケーブルは、設備の大部分を、NTTや電力会社、国交省等の設備を利用して構築されており、当社所有の管路等は少ない。
- 当社管路はそれらの管路が借りられなかった部分を継ぎ接ぎする形態で構築しているケースが多い。



自社(KDDI)、他社から心線を借用しているケースもある



### 3. 情報公開に対する懸念事項(セキュリティ関係)

#### 【管路観点】

- 主要局舎、およびそれらの周辺の管路状況の情報公開は、公共性の高い通信ネットワークの提供にリスクが生じるおそれがあり、安全保障の観点からウェブ上等で公開することは望ましくない。
- 開示先事業者は、あらかじめ締結するNDAを履行することとともに、ISMS等の情報管理体制を確立していることが望ましい。

#### 【芯線観点】

- 他社の管路(NTT、電力会社等)を借用して当社が構築している光ファイバの情報公開は、他事業者の設備状況※を開示することと同義であり、問題。  
例:電力会社の変電所、管路等

## 4. 規制改革推進に関する中間答申に対する提案（窓口の集約）

- 現状、ガイドラインに沿って各社独自に窓口を公開しているところ、各社の窓口情報を国が集約(ホームページ等)することで手続きの短縮につながるのではないか。

### 当社管路の共同収容ホームページ

管路等への共同収容について

#### 1. 共同収容の考え方

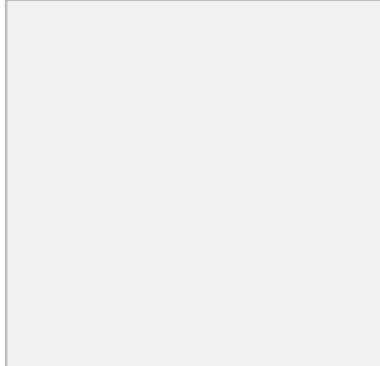
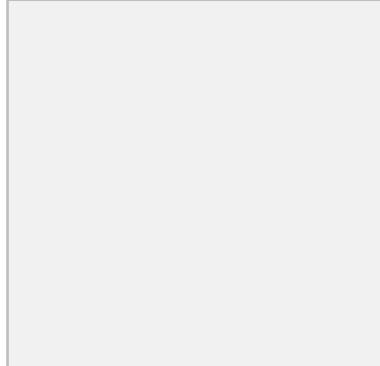
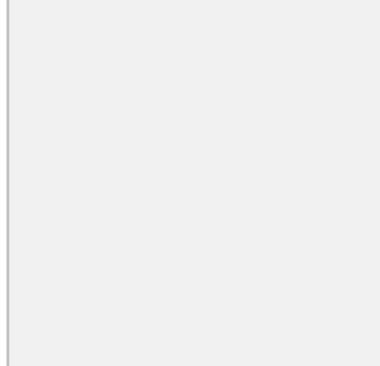
当社は、平成10年12月25日に公表された政府の「総合戦略構造」関係省庁会議における「検討結果」に基づき、当社の管路、とう道、および電柱（以下「管路等」という）（※）への電気通信事業者あるいはケーブルテレビ事業者の網路敷設に係わる申込手続き及び契約条件等について公表しております。

平成13年4月1日に施行された政府の「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に基づき、内容の一部を充実させてまいりましたが、その後の同ガイドラインの改正を受け、今後、以下により行うこととします。

なお、この手続きおよび条件等は、同ガイドラインの原則に則り、当社の管路等への総合戦略を希望する全ての事業者様に公平かつ公正に適用するとともに、特定の事業者を優遇する等の差別的な取り扱いを行わないことをし、また、お申込みが定型・反復的なものと当社が認める場合には、必要に応じ効率化に努めるものといたします。

※ 法令等により当事者が限定されているものを除く

### 他事業者管路の共同収容ホームページ



各公益事業者が独自に窓口開示・手続きフォーマット

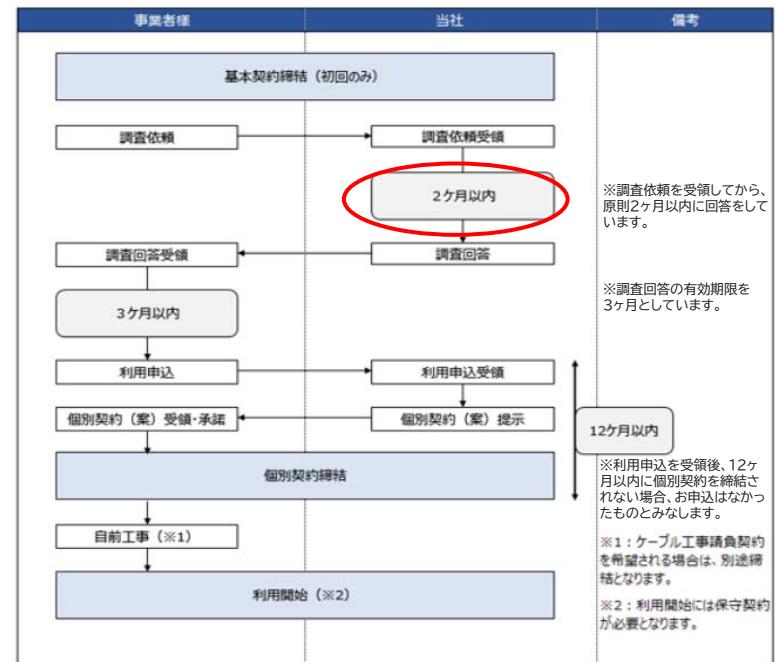


国のホームページにおいて各事業者の窓口情報を集約  
手続きフォーマットの統一化 等

## 4. 規制改革推進に関する中間答申に対する提案（手続きの円滑化）

- 各事業者間で異なる管路申請に係る様式の統一化や電子化の推進は有益。
- 調査等にかかる期間は、当社HPにて標準的期間を公表。  
運用上の改善策の一つとして適切な処理期間については要検討。

- 様式統一化**  
具体的には、管路の調査依頼書に以下の情報があれば調査可能。
  - 起点、終点の住所(緯度、経度)
  - 光ケーブルの種類(外径)
  - 利用開始希望日 等
- 紙での処理は、電子化(メール等)への移行可能性はあるものの  
当社は申込件数が少ないため、システム開発の負担等、  
各社個別の事情も踏まえてご配慮頂きたい。



Tomorrow, Together



おもしろいほうの未来へ。



「つなぐチカラ」を進化させ、  
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

# KDDI VISION 2030

